

公立大学法人高崎経済大学共同研究取扱規程

平成26年度

規程第23号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学（以下「本学」という。）が行う民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究に関し必要な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 共同研究

- ① 本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学が民間機関等と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- ② 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるものをいう。

(2) 共同研究費 当該共同研究を遂行するための研究経費をいう。

(3) 研究担当者 共同研究を実施する本学専任教員をいう。

(4) 共同研究者 民間機関等において現に研究業務に従事している者で、共同研究のために本学が受け入れる者をいう。

(受入れの基準)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義なものであり、かつ、民間機関等と共通の課題について共同又は分担して研究を行うことにより、優れた研究成果を期待できる場合に受け入れるものとする。

(受入れの条件)

第4条 共同研究は、次の各号に掲げる条件のもとに受け入れるものとする。

- (1) 民間機関等の都合により、契約の締結後において、一方的に中止することはできないこと。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合においては、本学はその責を負わないこと。

(3) 共同研究費により、本学において研究の必要上取得した設備等は、本学帰属すること。

(4) 本学において研究の遂行上必要があるときは、民間機関等の所有に係る設備等を無償で利用できること。

(5) 共同研究者を受け入れる場合は、民間機関等は、共同研究者の受け入れに必要な経費を納付するものとし、その額は、理事長が決定した額とすること。

(6) 納付された共同研究費は、原則として返還しないこと。

(共同研究の申込み)

第5条 本学に共同研究を申請しようとする民間機関等(以下「申込者」という。)は、共同研究申込書(様式第1号)を、理事長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第6条 理事長は、前条の共同研究申込書の提出があったときは、第3条に規定する基準について、学長の意見を聴取したうえで、受入れについて決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により受入れを決定したときは、共同研究受入決定通知書(様式第2号)により、その内容を申込者に通知するものとする。

(共同研究の契約)

第7条 理事長は、前条第2項の規定による通知を行った後、申込者との間に共同研究の契約を締結しなければならない。

2 理事長は、共同研究の契約を締結した後、速やかに学長及び研究担当者にその旨を通知するものとする。

(共同研究費)

第8条 共同研究費は、人件費、旅費、設備費、謝金、物品費及びその他当該共同研究の遂行に必要な経費(以下「直接経費」という。)及び光熱水費、事務経費等(以下「間接経費」という。)とする。

2 前項に定める間接経費の額は、直接経費の10%に相当する額とする。ただし、これにより難しい場合は、協議の上、理事長が決定した額とする。

(研究経費の負担)

第9条 民間機関等は、共同研究費を負担するものとする。

2 理事長は、施設・設備を当該共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経費等を負担することができる。

(知的財産権)

第10条 理事長は、共同研究による発明等に係る特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権が生じた場合における帰属の決定、出願その他特許権等の取扱いについては、申込者との協議によりこれを決定する。

2 理事長は、共同研究の結果得られる知的財産権が、本学に帰属した場合において特許出願等を行おうとするときは、当該特許出願等について、あらかじめ申込者の同意を得るものとする。

3 理事長は、共同研究の結果得られる知的財産権の持分が本学に帰属し、申込者との共有となった場合において特許出願等を行おうとするときは、申込者と当該特許権等に係る持分、実施許諾の条件等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第11条 研究担当者は、天災その他やむを得ない理由により、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、遅滞なく学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項の申出を受けた場合には、研究担当者に申込者と協議させ、共同研究の中止又は研究期間の延長が必要と認めた場合には、その旨を速やかに理事長に報告するものとする。

3 理事長は、前項の規定により研究期間の延長の報告を受けた後、変更契約を締結するものとする。

(共同研究の完了報告)

第12条 研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、速やかに学長を經由して理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項による報告を受けたときは、共同研究完了報告書(様式第3号)により、速やかに申込者に共同研究の完了報告を行うものとする。

(研究成果の公表)

第13条 共同研究の成果は原則として公表するものとする。

2 理事長は、公表の時期及び方法等については、申込者との協議によりこれを決定する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経た後、理事長が定める。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 日第 18 号）

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学理事長 様

住所

（法人の場合は所在地）

氏名

（法人の場合は法人名及び代表者名）

共 同 研 究 申 込 書

公立大学法人高崎経済大学共同研究取扱規程を遵守の上、下記のとおり共同研究の申込みをします。

記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究に要する経費

円（詳細は別紙のとおり）

（うち、消費税及び地方消費税 円）

4 希望する研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 希望研究担当者

6 その他

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

公立大学法人高崎経済大学理事長 印

共同研究受入決定通知書

年 月 日付で申込みのありました共同研究について、下記の内容により受入れを決定したので、通知します。

記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究担当者

4 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 共同研究費 円
（うち、消費税及び地方消費税 円）

6 その他

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

様

公立大学法人高崎経済大学理事長 印

共同研究完了報告書

年 月 日付けで契約した共同研究について、研究が完了したので下記のとおり報告します。

記

1 研究題目

2 研究担当者

3 完了年月日 年 月 日

4 研究経費 円
（うち、消費税及び地方消費税 円）

5 添付書類